

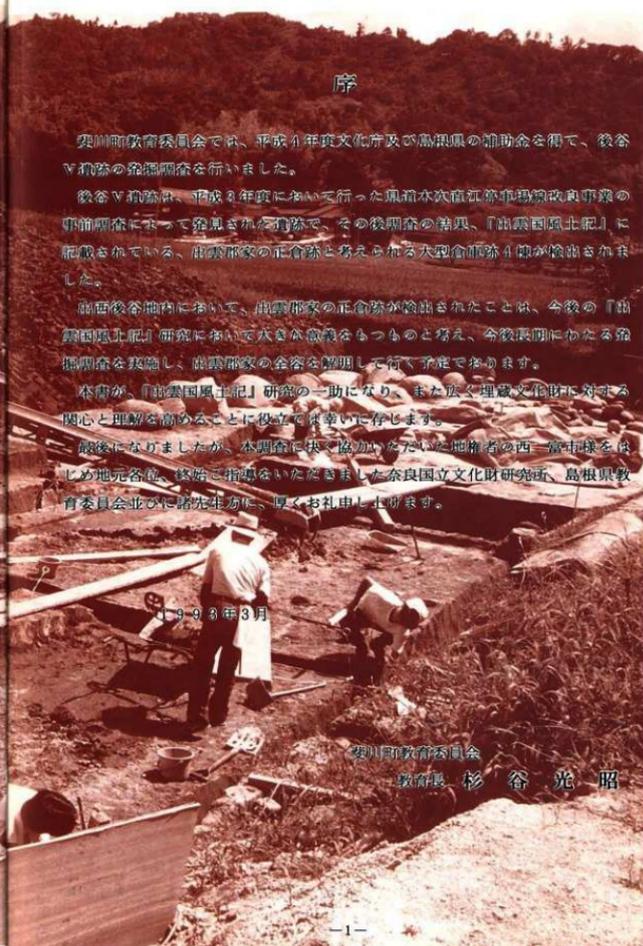
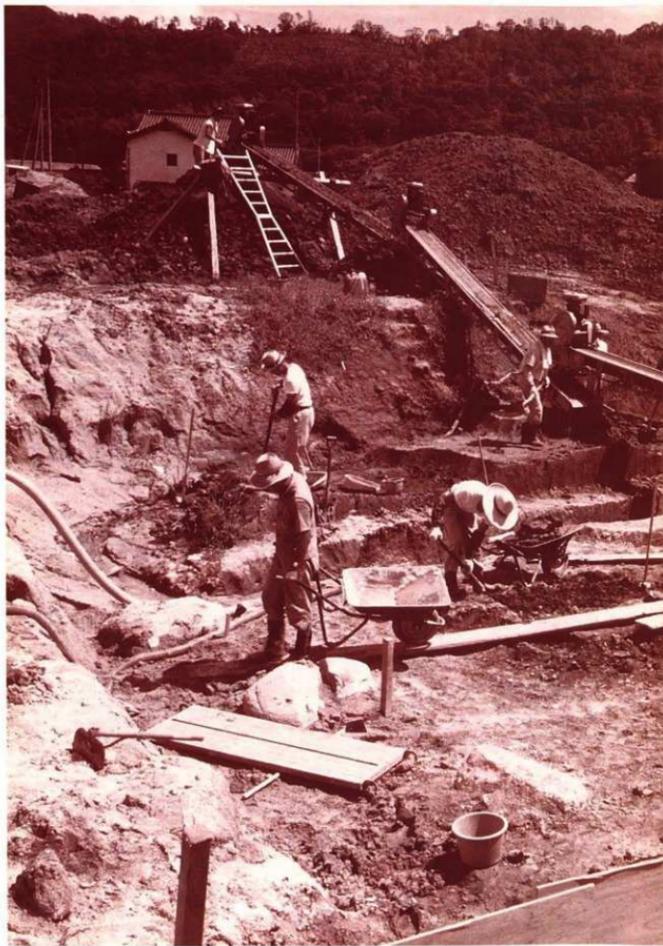
出雲国出雲郡家正倉跡

うしろだに
(後谷V遺跡発掘調査概報)



1993年3月

島根県斐川町教育委員会



序

斐川町教育委員会では、平成4年夏文化庁及び鳥取県の補助金を得て、後谷Ⅴ前跡の発掘調査を行いました。

後谷Ⅴ前跡は、平成4年夏において行った東福木次福江原町歴史民俗資料館の事前調査によって発見された前跡で、その後調査の結果、『出雲国風土記』に記載されている、前跡跡家の正倉跡と考えられる大型倉庫跡4棟が発見されました。

前跡後谷地内において、前跡跡家の正倉跡が発掘されたことは、今後の『出雲国風土記』研究において大きな役割をもつものと考え、今後展開にかかる発掘調査を実施し、前跡跡家の全容を解明して行く予定です。

本館が、『出雲国風土記』研究の一助になり、また広く埋蔵文化財に対する関心と理解を高めることに役立つと考えています。

最後になりましたが、本調査に快く協力いただいた地権者の西一富中様をはじめ地元各位、家族ご指図をいただきました奈良国立文化財研究所、鳥根県教育委員会並びに諸先生方へ、厚くお礼申し上げます。

1993年3月

斐川町教育委員会
教育長 杉谷光昭

例 言

1. 本書は、文化庁及び島根県の補助金を得て、^{ひまわらぎ}斐川町教育委員会が平成4年度に実施した^{うしろだに}後谷V遺跡の発掘調査概報です。
今後実施予定の調査結果と合わせて、後日、本報告書を作成する予定です。
2. 本年度は、^{しほっさい}斐川町大字出西2049～1及び1963～1番地において調査を実施しました。
3. 調査組織は次のとおりです。
事務局 富岡俊夫（文化課長）、山根信夫（同係長）、榎 由喜子（同職員）
調査員 金築 基（文化課主事）、北脇三己（同）
調査指導 山本 清（島根大学名誉教授）、田中義昭（島根大学教授）山中敏史（奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター集落遺跡研究室長）、勝部 昭（島根県埋蔵文化財調査センター長）、池田敏雄（斐川町文化財保護審議会委員）、角田徳幸（島根県教育委員会文化課主事）
遺物整理 内田久美子（文化課職員）、大田晴美（同）
4. 本書の作成にあたり、池田敏雄氏より「補説・出雲郡家の所在地考」と題して玉稿をいただきました。
5. 本書に記載した「遺跡地図」は、1:5,000の斐川町基本図を基にして作成された1:10,000の管内図を使用しました。
6. 本書で使用した遺構略号は次のとおりです。
SB－建物遺構 SD－溝状遺構
7. 本書の執筆、編集は金築 基が行い、遺構のトレースは内田久美子、大

田晴美が行いました。

なお、本書作成にあたり、山中敏史、勝部 昭、池田敏雄氏より指導、助言をいただきました。

8. 本遺跡出土遺物及び写真は、斐川町教育委員会で保管しています。
9. 調査にあたっては、地権者の西 富市氏をはじめ次の方々に協力をいただきました。
宍道年弘（斐川町文化課主事）。
富田修（青山学院大学学生）、飯塚堅治（駒沢大学学生）、島田幹也（岡山商科大学学生）。
青木知子、小豆沢正人、小豆沢敏子、飯塚弘子、池田 良、陰山トミエ、陰山百合子、陰山律雄、梶谷松代、川内清美、川内幸子、黒田幸一、黒田友喜、佐藤倭和子、島田邦久、嶋田澄江、島田富美子、昌子健二郎、昌子滝市、高橋重雄、多々納恵子、梶 富子、長谷川恒太郎、樋野善久、日野吉正、元井清二。（敬称略）

調査に至る経緯・経過

本遺跡は、1991年度（平成3年度）に県道木次直江停車場線の改良工事に伴う事前調査により発見された遺跡です。

この時の調査では、礎石を持つ倉庫跡1棟（SB01）が検出されましたが、調査範囲が狭く倉庫跡の一部しか検出することが出来ず、時期や規模についてはっきりしませんでした。

このため、1992年度（平成4年度）において、倉庫跡の規模と時期を確かめるために、文化庁及び島根県の補助金を得て周辺の発掘調査を行いました。調査は、平成4年7月から同12月にかけて行い、礎石を持つ倉庫跡1棟と、掘立柱式倉庫跡2棟を新たに検出することが出来ました。

この3棟と、平成3年度に検出された1棟を合わせた計4棟の倉庫跡は、出土した須恵器や大量に出土した炭化米により、奈良時代から平安時代にかけて使われた稲の粃を収める倉庫であったことが解りました。



写真1 第1調査区倉庫跡検出状況（南東から）

位置と環境

斐川町は島根県の東部に位置し、斐伊川によって形成された北部の簸川平野と、仏経山（『出雲国風土記』記載の神名火山）を中心とする南部の丘陵地帯からなる面積73km²の町です。

今回調査した後谷V遺跡は、南部丘陵地帯の縁辺部にある小さな谷あいへの入り口にあります。

斐川町の縄文時代（約10,000年前～2,300年前）の遺跡としては、結遺跡や新田畑I遺跡、武部西遺跡があります。

稲作が始まる弥生時代（約2,300年前～1,700年前）の遺跡としては、358本の銅剣及び銅矛、銅鐸が出土した荒神谷遺跡や西谷遺跡などが発見されています。

古墳時代（約1,700年前～1,300年前）になると、南部丘陵地帯の先端部に多くの古墳が造られますが、特に中期後半から後期にかけて多く造られています。

奈良時代（約1,300年前～）以降の遺跡には、後谷V遺跡の南東3.8kmに位置

する標高200mの山頂にある天寺平^{てんじへい}廃寺があります。

天寺平廃寺は、奈良時代の後半から平安時代初め頃と考えられ、いまだにその位置がはっきりしない『出雲国風土記』記載の河内郷^{かふちのきょう}新造院との関係で注目されます。



図1 後谷V遺跡とその周辺の遺跡

- | | | | |
|-------------|-------------|----------------|------------|
| 1. 後谷V遺跡 | 2. 神守I遺跡 | 3. 神守II遺跡 | 4. 神水古墳群 |
| 5. 有間谷遺跡 | 6. 水室II遺跡 | 7. 和西I遺跡 | 8. 和西II遺跡 |
| 9. 水室I遺跡 | 10. 水室IV遺跡 | 11. 城山東古墳群 | 12. 城山城跡 |
| 13. 城山古墳群 | 14. 水室III遺跡 | 15. 小野遺跡 | 16. 外ヶ市遺跡 |
| 17. 後谷I遺跡 | 18. 稲城遺跡 | 19. 新在古墳 | 20. 外ヶ市古墳 |
| 21. 押屋古墳群 | 22. 長者原古墳群 | 23. 郡定(長者原)推定地 | 24. 後谷古墳 |
| 25. 稲城丘陵古墳群 | 26. 後谷東古墳群 | 27. 後谷III遺跡 | 28. 後谷IV遺跡 |
| 29. 出西小丸古墳群 | 30. 後谷横穴群 | 31. 後谷丘陵古墳群 | 32. 八幡横穴 |
| 33. 後谷町道脇古墳 | 34. 後谷II遺跡 | 35. 沢田横穴群 | 36. 沢田I遺跡 |
| 37. 山ノ奥横穴群 | 38. 山ノ奥I遺跡 | 39. 中出西I遺跡 | 40. 剣先横穴群 |
| 41. 中出西II遺跡 | 42. 上出西II遺跡 | 43. 出西岩礫跡 | 44. 海の平横穴群 |
| 45. 海の平遺跡 | 46. 岩礫上横穴 | 47. 上出西I遺跡 | |

調査の概要

今回の調査は、県道木次直江停車場線の南側を第Ⅰ調査区、北側を第Ⅱ調査区として行いました。

第Ⅰ調査区からは大型の倉庫跡が、第Ⅱ調査区からは小さな柱穴が見つかりましたが、今回の報告は第Ⅰ調査区の大型倉庫跡について行います。

○第Ⅰ調査区

第Ⅰ調査区は、北に向かって広がる谷の入り口部分にある標高9.60mの水田地帯で、水田面から1.5m～1.8mの深さの所から総柱式建物跡4棟と、溝跡2条が見つかりました。

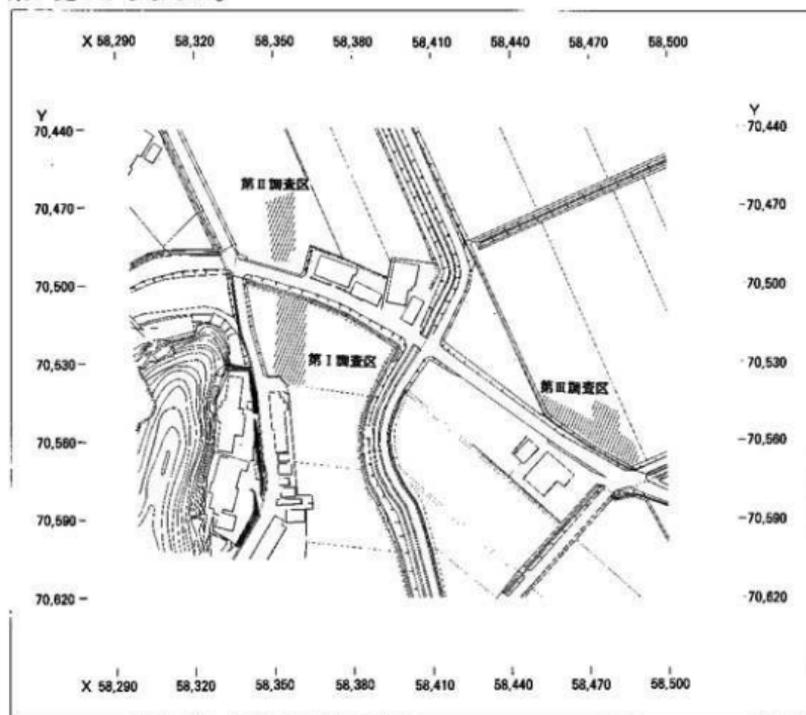


図2 後谷V遺跡調査区位置図

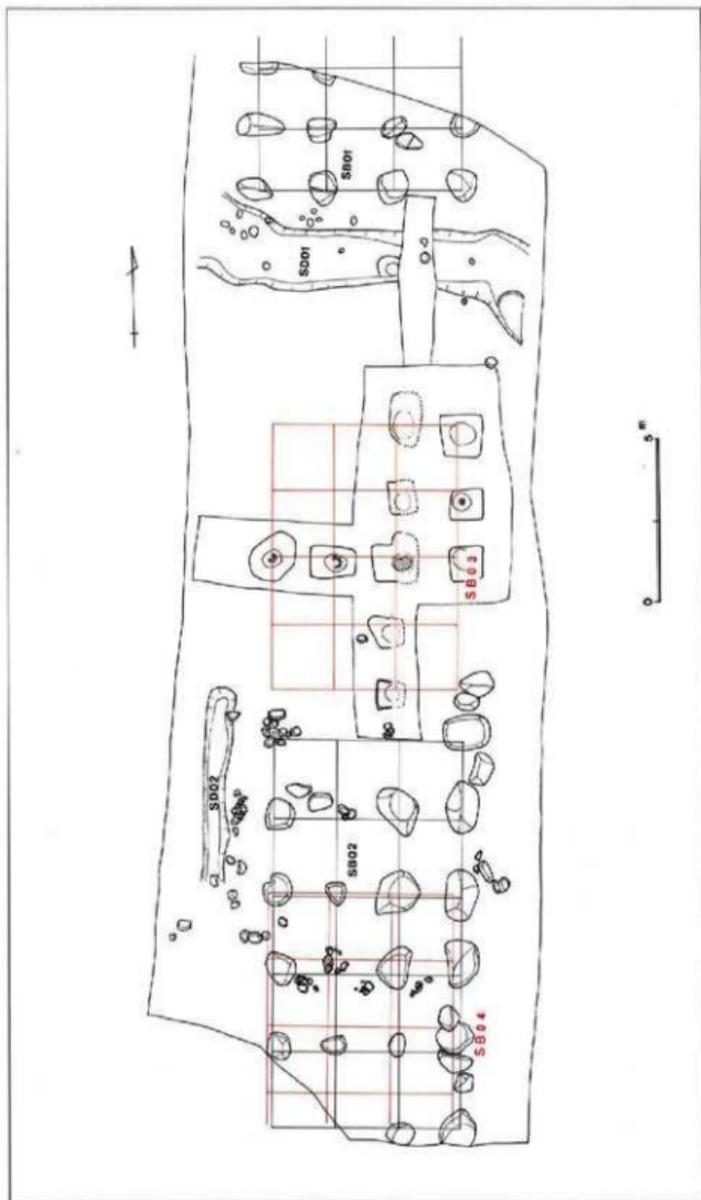


图3 新石器时代遗址平面图

建物跡には、礎石（土台石）の上に柱が建つ構造のものと、地中に柱を据えて建てる掘立柱式の構造のものと2種類がありました。

（1）礎石を持つもの

〔SB01〕 径が80cm～1.0mの礎石を持つ総柱式建物で、桁行2間以上（4間以上の可能性大）、梁行3間の南北に長い建物と考えられます。柱と柱の間は、桁行（南北）が1.9m、梁行（東西）が2.1mありました。

〔SB02〕 径が80cm～1.5mの礎石を持つ総柱式建物で、桁行5間以上、梁行3間の南北に長い建物と考えられます。

柱と柱の間は、桁行（南北）が2.4m、梁行（東西）が1.9mありました。

（2）掘立柱式のもの

〔SB03〕 SB01とSB02の礎石を支えている基盤の下から見つかった掘立柱式建物で、一辺80cm～1.7mの隅丸方形の掘方を持つ総柱式です。

桁行4間、梁行3間の南北棟で、柱間は桁行（南北）が2.0m、梁行（東西）が1.9mありました。掘方の中には柱の一部が残っているものもあり、大きいものは直径が50cmもありました。柱には、カシとケヤキが使われていました。



写真2 礎石の下から見つかった掘立柱

〔SB04〕 SB03と同じ掘立柱式建物で、SB02の建物の下に位置していることからSB02より以前に建てられていたことがわかります。

桁行3間以上、梁行3間の南北棟で、柱間は桁行（南北）が2.0m、梁行（東西）

が1.9mありました。

やはり、掘方の中には柱の一部が残っているものもありました。

(3) 溝

〔SD01〕 SB01の南側を東西に走る幅1.5m～2.0m、深さ約15cm、断面U字形の溝で、中は大量の炭化米で埋まっています。

〔SD02〕 SB02の西側を走る幅約60cm、深さ約7cm、断面U字形の溝で、SB02の雨落溝と考えられます。



写真3 出土した炭化米

(4) 出土遺物

〔建物跡に伴う遺物〕 礎石の基盤積土と掘立柱の掘方の中から土器（須恵器）が出土しました。この須恵器の中には、硯のかわりに使用したものや、墨で文字を書いたものがありました。

また、SB01の南側を東西に走る溝の中や礎石の周囲からは大量の炭化米が出土しました。



写真4 出土した須恵器 (①はSB04の掘方内、②～⑤は基盤積土中より出土) ①、③は蓋、②⑤は蓋坏(蓋) ④は蓋坏(身)

〔その他の遺物〕

礎石の一部を覆っていた黒色土や、SD01の中からは大量の土器（土師質土器、須恵器、白磁等）や、刀子、釘等の鉄製品が出土しました。

建物跡より以前の遺物としては、礎石を支えている基盤の下の層から、縄文式



写真5 黒色土の中から出土した土器

①～⑥、⑧～⑩、⑬は土師質土器⑦は白磁の皿、⑪～⑭は白磁の碗

土器や弥生式土器、石斧が出土しました。

ま と め

今回の発掘調査の結果、後谷V遺跡は大量に出土した炭化米や須恵器より、奈良時代前半から平安時代にかけての穀稲を収める高床式の倉庫群で、火災にあっていたことがわかりました。



写真6 出土した墨書土器①と硯として使用された土器②

また、この倉庫群は大型で、南北に整然と並んで建てられていて、かつ同じ場所で建て替えられていたことや、主に役所跡や寺院跡から見つかった墨書土器が出土していること、733年(奈良時代)に書かれた『出雲国風土記』に記載されている出雲郡家の位置等から、出雲郡

家の正倉跡であったと推定されます。

今回の調査では調査範囲が限られていたため、この遺跡が出雲郡家の正倉跡であったことはわかりましたが、郡家の範囲や建っていた倉庫の数などは不明のままです。

しかし、同時に行われた県道拡幅予定地の発掘調査により、この倉庫跡の東約120mの位置（第Ⅲ調査区）から、写真7のように礎石の間に石を敷き並べためずらしい形の倉庫跡や、同じく200m東（稲城遺跡）から奈良時代初め頃の瓦、「まじない」に用いられた平安時代の木簡が出土していることから、この遺跡の近くに出雲郡家（役所）や、それに関する施設があったと考えることができます。



写真7 後谷V遺跡第Ⅲ調査区で検出された倉庫跡

なお、これらの倉庫群がいつまで使用されていたのかは、この倉庫跡の礎石（土台石）を覆っていた黒い土の中から、12世紀前半頃（平安時代の終り頃）のものと考えられる土器（白磁）が出土していますので、建物はそれ以後に廃絶したと考えられますが、この時期まで正倉として使われていたのかどうかは

今のところはっきりしません。

今まで、多くの人たちにより『出雲国風土記』の研究が行われ、出雲郡家（役所跡）所在地の推定がなされてきましたが、今回出雲郡家正倉跡が発見されたことは今後の『出雲国風土記』研究に大きな影響を与えるものと思われます。



写真8 稲城遺跡より出土した瓦

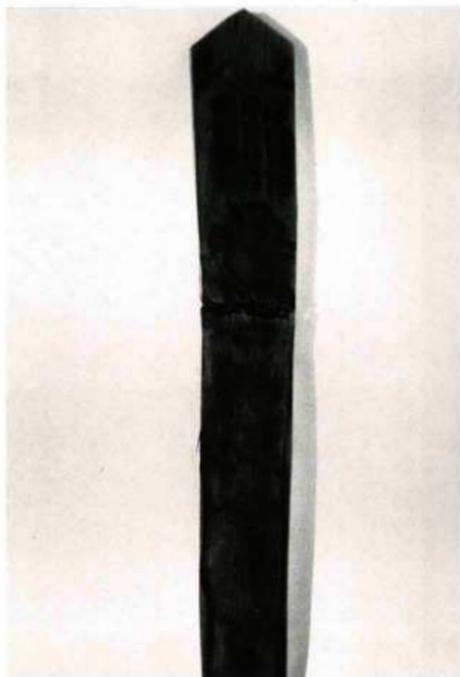


写真9 稲城遺跡から出土した呪符木簡じゆふもくかん

今後、斐川町教育委員会では長期にわたって周辺の調査を行うことにしていますので、後日詳しいことがわかるものと期待されます。

※ 稲城遺跡より出土した軒丸瓦は鳥根県安来市野方町地内の教興寺跡より出土しているI b型式と同型と考えられる。

※ 木簡の釈文と内容は次のとおりです。

「(燧燧) 辰急令 (179)×26×4 019
 上端は圭頭状をなすが、下端は欠損のため不明である。上部に「イ点」を、下部に「如律令」も呪句を記している。なお、本木簡には「急々」の呪句は記されていない。中に記されている符録は「日」と「口」の文字を組み合わせたものである。(木簡研究第14号、1992年より抜粋)

補説・出雲郡家の所在地考

斐川町文化財保護審議会委員

池田敏雄

一、はじめに

『出雲国風土記』に記されている出雲郡の「郡家」の所在地については、既に「斐川の地名散歩」^(註1)「斐川町文化財報告10」^(註2)において論述したところであるが、それぞれ紙数の制約があって、その論証の概要記述にとどめざるを得なかったこと、加えて論証と思われるものの一部を割愛したこと等、不十分という勝りを免れないものであった。

たまたま、1992年8月県道拡張工事に伴う発掘調査で、さきに出雲郡の「郡家」に比定した場所の一隅と思われる所から、奈良・平安時代の正倉跡が発見された。その詳細は、この調査概報の通りであるが、これを機として今少し補説を試みたいと思う。

なお、以下論証の便宜上各項の事象にかかわる具体的な位置を「(図1)古代における出雲大川河道・郡家の所在地、等の想定図」を挿入することとした。

二、出雲郡家の所在地に関するこれまでの諸説

『出雲国風土記』について、地理的な考証等の注釈がみられるもののうち出雲郡家に係わる記述があるものに「出雲国風土記抄」「出雲風土記解」「出雲風土記考」「出雲国風土記考證」「出雲国風土記参究」等がある。

これらに記されている諸説に関しての所見については、既報でふれたので、以下比定されている郡家についてのみあげてみることにする。

1、出雲国風土記抄（以下「抄」と略称・1683年・岸崎左久次時照）

『出雲国風土記』の「出雲郷即属郡家」の条の注釈に「出雲郷者古之郡家其所
在求院与出西之中間也併於求院出西富村水室神守等以為此郷」とある。しかし、その論拠については記されていない（図1-①）。

2、出雲風土記解（以下「解」と略称・1787年・内山真龍）

「出雲郷即属郡家」の条の注釈に「出雲郷抄云古郡家其所在求院与出西中間」と記され、前記の「抄」に拠っていることがわかる。

3、出雲風土記考（以下「考」と略称・1863年・横山永福）

「出雲郡健部郷」の条の注釈に「出西村の内東方新川より間近き小山の下に今里人の長者原という所あり是処なるべく思わる」とあり、里人の地名伝承に拠っている（図1-②）。

4、出雲国風土記考證（以下「考證」と略称・1926年・後藤蔵四郎）

「出雲郡即属郡家」の条の注釈に「郡家の位置について風土記抄が求院と出西との中間とする見当はよい。風土記考が長者原とする考定は誤りである。郡家から出雲大河の東岸へ古の2里60歩、神名火山へは東南3里150歩、伊努郷へは正北8里72歩、左難の塚へ13里64歩、これらによって推せば、求院の八幡社より東4町許りの處であつたろう」としている（図1-③）。

5、出雲国風土記參究（以下「參究」と略称・1957年加藤義成）・校注出雲国風土記（以下「校注」と略称・1965年・加藤義成）

「參究」では、「出雲郡家は、楯縫郡界から7,875km、佐難崎から7,063km、大原郡界から8,086km、出雲大川の河端へ1,175kmの所であつたことになるから、富村の求院に近い辺りにあつたと思われる」とある（図1-④）。

「校注」では、「求院と出西の境界辺にあつたらしい」と補訂されているが、それが何に拠られたのかは明白でない。

6、その他 島根県皇典講究分所発行の「出雲国風土記」には、出雲郡家の所在地について「所以號出雲者」の条で、「考」の「長者原説」を、そして、「出雲郷即属郡家」の条では、「解」の「求院と出西の中間説」を註している。

以上、出雲郡家の所在地について、これまでの諸説を簡略してあげたのであるが、その論拠として明確に風土記記載の方位、里程等から比定しているのは、「考證」、「參究」だけである。

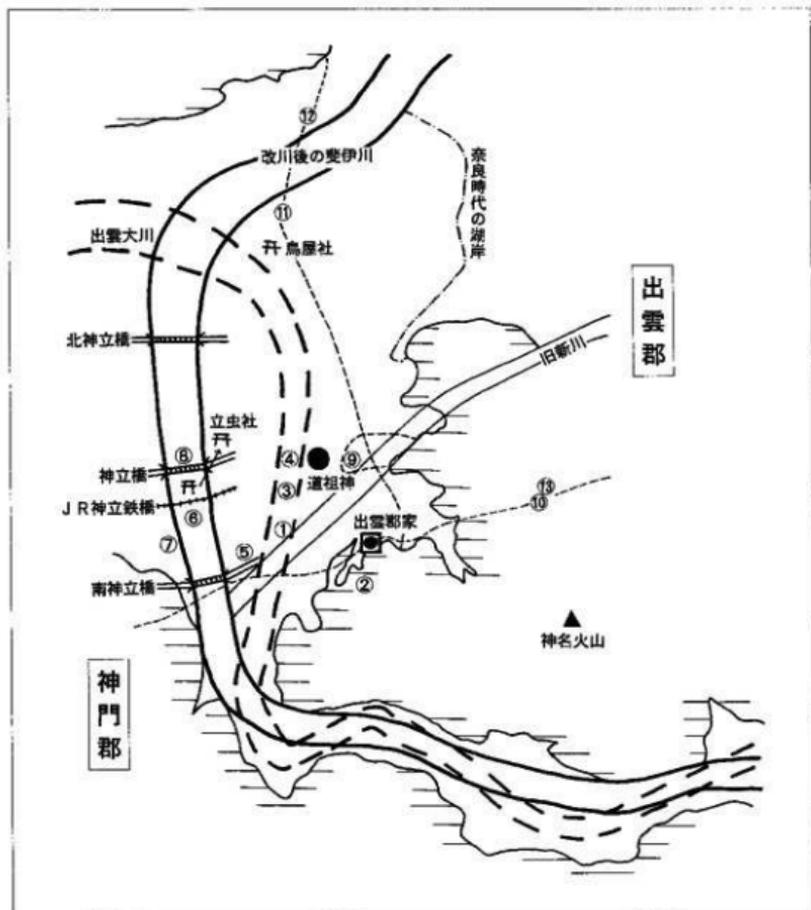


図1 古代における出雲大川河道・郡家等の所在地想定図

「抄」や「考」は、それぞれ著者が松江藩^{じかたやうく}の地方役であったことから、ある程度は方位、里程等を勘案して比定したと考えることもできる。

それにしても、郡家を求める里程の起点となる郡境、郷家、河川流路、^{かよのす}通道等の位置の想定が論者によって異なっており、その比定地に大きくずれがみられる。これは、それぞれの場所を特定するに足る資料（文献・遺跡等）が乏しいことに起因する。ために、『出雲国風土記』の通道^{まにしのみち}「正西道」の条の「至出

雲郡家。又自郡家西二里六〇歩、至郡西堺出雲河」の方位と里程を現地において求め、それに近くの神名火山かむなびやまとの方位、里程を勘案して、郡家を比定し、その郡家からの方位、里程によって郡堺、郷家等を求めたように思われる。

三、出雲郡家の所在地

出雲郡家は「求院と出西の中間」(抄・解)「出西長者原」(考)「求院八幡社の東4丁」(考證)「富村の求院近く」(參究)「求院と出西の境界辺」(校注)に所在した。とするこれまでの諸論考について①出雲大川中流部の流路位置②自然環境の安全性③通道の特定④道度の基点みちのり、等の側面から検討した結果、それら幾多の不整合性がない位置、つまり出雲郡家を出雲郡の南部山麓に位置する出西「後谷・稲城」しゅっさい うしろだに いなぎに比定したいと結論した。

以下このことについて、ふれてみたいと思う。

1、出雲大川西流時の河道と郡家

『出雲国風土記』の出雲大川の条に「経河内出雲二郷北流更折西流即経伊努杵築二郷入神門水海」とある。これまでの諸論考はすべてこの文中の「北流更折西流」によって、東流改川(寛永年間=1635~1639年)以降の河道をもって風土記撰進時の河道と解し、そこを基点として郡家までの里程を求めている。

しかしながら、その基点に相当する中流部(註2)は、東流改川以降の流路位置と同一の河道であったとは考えられない。

そこで具体的にその中流部を求めるならば、現況の斐伊川より東方約300~500mに自然河道をもつ出雲大川があったと考えられる。

ここで、その拠どころになると思われる幾つかをあげてみることにする。

① 洪水時における出雲大川(斐伊川)の激流がもたらした堤防の決壊場所。

支流である赤川が大川の本流に合流する斐川町阿宮から、下流の平野部への流出口に至る間の洪水時における堤防の決壊か所を、明治6年洪水被害図(註3)によってみると、すべて河道の蛇行地点であることがわかる(図2)『出雲国風土記』の河内郷に「即優有」とある。「優」は、「堰」せきの誤写・「堤」つづみの誤写であり、水防もしくは導流堤のようなものであったろう(風土記參究)とされているが、かりにその時代に堤防らしきものがあつたとしても自然堤防であり、無堤防に

近かったであろうと思われる。

図2の、蛇行地点における堤防決壊場所を想定したものが、図3である。洪水時上流からの激流が窪みのある「伊保」の山肌に激突した後、とって返したように対岸下流の平坦地「上げ」を襲い、そして西側の北方に突出した急峻な山肌に激突して、その激流は右岸の「中出西」を襲って北東流となることは必定である。その後の流路は図2のようになる。

② 地下調査の結果から。

◎ 平成7年3月完工予定の、^{みなみかんだらばし}南神立橋梁橋にかかわるボーリングによると、^(註4)出雲大川西流時の河道左岸であったと思われる地点、つまり現斐伊川の東方約300mの地点で、深さ約6m（標高6～12m）が沖積砂層、同6～9m（標高6～3m）の間が沖積粘土層となっている。

更にこれを詳細にみると、現斐伊川の常時流水河床の上層部（深さ約3mまで）の土質をみると、細粒砂、中粒砂、粗粒砂からなっているが、古代大川の河道と思われる地の土層部もそれと同様な砂質である。しかもその層が深さ約6mもあり、これが西流していた出雲大川の河道であったことを思わせる（図1-⑤）。

◎ 昭和37年、旧国鉄山陰線の斐伊川鉄橋架け替え工事時に、^(註5)東側堤防（斐川町側）から西側堤防（出雲市側）に至る間の10脚のうち、東から1、2、3脚のそれぞれの脚柱穴と、西側から3番目の脚柱穴で、それぞれ地下約7mの沖積粘土層から、多量の弥生式土器や土師器が出土している（図1-⑥）。

なお、昭和24年、今市水道会社の水源地、大和紡績出雲工場の水源地を、鉄橋の上流約400mの西側堤防西下に設けた際、^(註5)そうとう深い地点から弥生式土器、土師器が出土したことが確認されている（図1-⑦）。

これらの調査結果によって、古代の大川は東流改川以降の斐伊川より東方に河道があったといえる。

◎ おって、昭和13年竣工の神立橋架設事前調査の斐伊川地層略図によると、^(註6)左岸（大津側）の標高5～10m部分の地下層が硬土であり、特記事項をみると13号～16号の橋脚円筒掘りが非常に困難であったとある。これは斐伊川の古代の河道が現在より東方にあった証拠といえる（図1-⑧）。

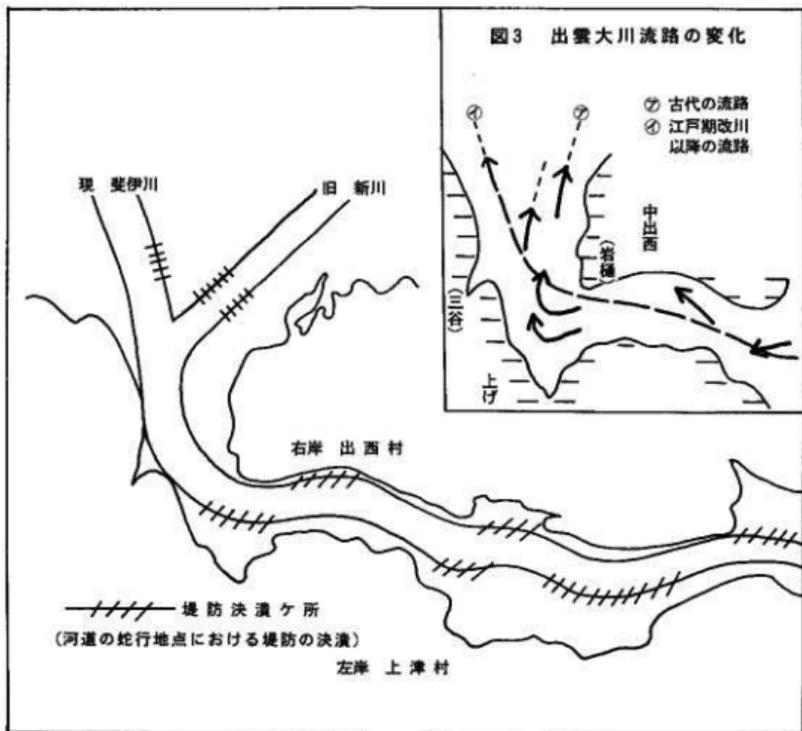


図2 明治六年洪水被害図

③ 地名・伝承から。

◎ 「斐川町神立」に『出雲国風土記』記載の「立虫社」^{たちむしのやしろ}がある。社伝によるとの鎮座地は現神社の南西約7町の所にあつたが、斐伊川の東流改川によってその地が河道となったため遷座されたものと伝えられている(図1)。

◎ 愚考記(1785年)に「彼簸の川東は出西村より山を伝ひ千家村富村のかたえ古き土手の跡あり(中略)簸川当所の川幅東千家の道祖神、西ハ大津は町下に古土手と号して其形今に有り。凡河内式十余丁、尤川内に少々の田畑もあり」とある。

文中の「かたえ古き土手」「千家の道祖神」とあるのは、現存する斐川町求院の道祖神(図1)である。「彼簸川」の時代的考証はできないが、「道祖神」の場所、「川幅式十余丁」は、大川西流時の河道を考える上で参考にすること

ができる。

◎ 古代大川の河道と想定される「中出西・下出西」の地に「平左」の地名が、そしてその南側に長く隣接して「随心」の地名が残っている。「平左」は「平砂」で河川によってできた砂浜をいい、「随心」は「随川」で大川に沿って流れていた小さな川を称したものが、それぞれ転化したものと思われる。

◎ 古代の大川が出雲山麓沿いに北東に流路をとった後、北流に転じたのは「斐川町神守」の西部丘陵(図1-⑨)からより西方に張り出していた微高地に遮られたからである。その多くは天保2～3年の新川開削によって現存していないが、その北辺には「島」「乾し田」の地名が残っており、江戸時代の一里塚跡付近は微高地であったという伝承がある。

北流した大川の右岸は前述の道祖神沿いを流れて、「斐川町鳥屋」の微高地(古事記記載の建御名方神の千引石に係わる伝承地である鳥屋社のあたり)に至り、それに遮られて西流したものと思われる(図1)。

以上によって、『出雲国風土記』撰進時の出雲大川の中流部が現斐伊川の東方約300～500mを北流していたとすると「郡家西二里六〇歩」の方位、里程。及び「神名火山、郡家東南三里一百五十歩」の方位、里程(後述)から郡家は「後谷・稲城」の地が妥当ということになる(図1-⑩)。

2、自然環境からみた郡家

郡衙や郡倉が位置する地は、自然災害、とりわけ風水害による被災頻度が極少の地でなければならない。

出雲郡の場合、平野部は出雲大川による沖積の平坦地であり、無堤防か自然堤防の往古にあっては、洪水時に氾濫原と化したと考えるのが至当であろう。

古代の出雲大川が大洪水となり、右岸の東部出雲郡を直撃して氾濫原化したという往時の記録はない。しかし、この地域は標高の形態、地層(前述)からみて、かつては扇状地であったことは明白である。現斐伊川の洪水時における流量と流勢から推せば、扇状地形成の因を氾濫に求めることは至当であろう。また、正倉院文書「出雲国賑給歴名帳」(739年)にある出雲郷の「多級里」は「多岐里」で「デルタの里」を連想させ、往時の東部出雲郡における氾濫原を思わせるものである。

他方、古代における暴風災害についても記録はないが、これをあえて神話伝

承から求めることにしたい。

平田市国富町^{たぶし}旅伏山上に所在する「都武^{つむじ}自^の社^{やしら}」の社傳によると、主祭神「速都武自和気命^{はやつむじわけのみこと}」配祀神「八束水臣豆奴命^{やつかみずおみずぬのみこと}」とある。主祭神は暴風雨からの守神、配祀神は国引きの神である。伝承によると、「水臣豆奴神」が国引きをするに当たっての心痛は暴風雨であったという。そこでその守神にお祈りになり、そのお守りで四度にわたる国引きを全うすることができたので、国引き後この神に感謝するとともに、出雲の国人に暴風雨の災害がないようにと祈念されて山上に「速都武自和気命」をお祀りなされたといわれている。

出雲地方では古来から、暴風雨時に猛威をふるう北東の風を「つむじ風」といって恐れられて来た、という経緯とのかかわりでこの伝承を解することができるが、いずれにしても平坦地における夏の北東の強風、冬の北西の強風にさいいなむ地に、郡衙や正倉の建築物の設置は考えられない。

以上、洪水氾濫に影響されない出雲郷の南部山麓地の微高地、そして風災を受けることが少ない山や丘陵に囲まれた地である「後谷・稻城」が郡家として適しているといえる。

3、郡家への通道

『出雲国風土記』の通道に「正西道^{まにしのみち}」が記されている。この路線上に郡家があったことは言うまでもない。「考」を除く諸論考は、「筑紫街道=平安中期以降(抄・解)」「石州街道=江戸期以降(考證・校注)」「山口街道=明治以降(參究)」の道をこれにあてて郡家を比定しているようであるが、年代的に大きなずれがある。

斐川町内には「正西道」を呼称する道名はないが、南部山麓には「大昔の道」と呼ばれているものがある(図1-⑩)。

ちなみにその道を踏査すると、馬に関連する地名が重なっている。東から西へ「馬捨場^{ばすてば}・うば捨て山^{うばすてやま}・関馬場^{せきまば}・馬乗せ^{まのり}・有馬谷^{ありまに}・駄捨て場^{だすてば}」等がある。

また、風土記・延喜式等記載の神社をこの一連の道との関連であげると、東から「佐々布社^{ささふ}・伊志見社^{いしみ}・神代社^{かみしろのやしら}・諏訪社^{すわのやしら}・波知社^{なみち}・波迦社^{なみち}・実翼社^{じつせん}・祇園社^{ぎおん}・曾根能夜社^{そねのやしら}・稻城社^{いなぎのやしら}・雲社^{くも}」の11社があり、それらは「大昔の道」の左右近くに点在している。

古代の陸路往来は主として馬を利用したものであることから、駅馬にかかわ

る地名の存在。そして崇高な神に守護される鎮座地沿い通路。ということからこの「大昔の道」が「正西道」であったと推定される。

「考」が比定する「長者原」はこの道に近いが、他の論考はこの道から大きくずれている。しかも、出雲郷において南北に湿地帯を有すると思われる平坦地を馬で東西を横断するという構図となる。

この「大昔の道・正西道」はまさに「後谷・稲城」の通過路線にある。

4、郡家との道度

諸論考をみると、出雲大川との方位、里程。神名火山との方位、里程から郡家を求め、それを核として演繹的に方位、里程によって郷庁、郡境等を特定しているようである。これは一方途ではあろうが、郷庁、郡堺等の基点から方位、里程をもって帰納的に郡家を求めることが至当ではなかろうかと思われる。そのためには、必要でしかも可能な限りその基点となる所在地の確認を必要とする。

このような観点から、具体的に郡家を求めるのに最低必要な所在地をあげるよ次の通りである。

- ①出雲大川→郡家（東二里六〇歩）。②神名火山→郡家（北西三里一五〇歩）。
③神戸里→郡家（東南二里一二〇歩）。④伊努郷→郡家（正南八里二〇歩）。
⑤美談郷→郡家（正南九里二四歩）。⑥漆治郷→郡家（正西五里二七〇歩）。

郡家との道度を求める基点となる所在地を実地において見聞すると、

① 出雲大川の基点。風土記に「渡五〇歩渡船一」とあるが、それは平常の流路を指しており、大川の河道である広い川幅を記したのではないと思われる。いずれにしても下出西山麓に近い辺りまで東流した後北流したものとすると、旧出西小学校跡地の西辺が基点であろうと思われる。

② 神名火山の基点。山麓丘陵、登山口、曾根能夜社、山頂等が考えられるが、登山口が妥当であろう。往時の登山口と思われるところが「寺谷」ではないかと思われる。この谷の奥には氷室の地名源となった古代の氷の室があった、といわれている岩の洞窟がある。そこには古仏が安置され岩屋寺と称され現今でも崇敬されている。ここを基点とすることがよさそうである。

③ 神戸里の里庁。斐川町千家「客の社」南の鉄道に近い辺りにあったと思われる。この辺りは伝承によると、「本牟智和氣命が出雲大社参拝の帰りに言

葉を発せられた飯宮（古事記垂任天皇の条）」があった地で「客の森」といい、微高地であったと伝えられている。

④ 伊努郷の郷庁。 斐川町鳥井の斐伊川沿いの地に「古役所」という屋号の家がある。この辺りの旧家の多くはその地の地名を屋号としていることから推してみれば、この地に基点となる郷庁があったと想定することができる（図1-⑩）。

⑤ 美談郷の郷庁。 平田市美談町に「上口^{かみぐち}」という集落がある。当地の地名伝承によると、その西辺の地を古くは「三蔵家=さんぞうや」といい、古代には大きな倉が三つあって、ここから川舟を使って国の役所まで米を運んだ、とある。風土記美談郷の条に「即正倉有」とあり、これがそれに相当すると思われる。そしてそこには、「布都努志命^{ふつぬしのみこと}」が鎮座された社があったといわれている。

これらのことから、この地に郷庁があったと考えることができる（図1-⑪）。

⑥ 漆治郷の郷庁。 斐川町直江の結に「関馬場」という地がある。そこには現今、道祖神等が祀られているが、「大昔の道」といわれてきた路跡の傍らにある。また、その南方約200mの山上には「須佐之男命の天降りにまつわる「船岩^{ふねいわ}」「籠岩^{かごいわ}」等の伝承地がある。そしてこの地は高台にあって郷中のおおよそが一望できることもあり、郷庁にふさわしい所といえそうである（図1-⑫）。

以上のように出雲郡家を求める各地の基点を想定し、そのおのおのからの地形踏査。方位、里程を測定（地図2万5千分の1）すると、「後谷・稲城」の地に集約することができる。

5、その他

出雲郡家と思われる地の周辺には、次のような地名、神話伝承がある。

① 稲城。 その昔、須佐之男命が八咫の大神退治に出発される当たって稲田姫命の身を案じられ、稲葉で垣を七重八重にして城を作りそこにかくまわれたというので、それが地名になったという。今もここに稲田姫を祀る稲城明神がある。

② 朝妻里。 正倉院文書「賑給歴名帳^{しんごうれきめいちょう}」の出雲郷にこの里名がある。伝承によると、須佐之男命が稲田姫を妻問いされて毎朝お帰りになったのでその里名となった、とある。

③ 長者原。「考」はここを郡家に比定しているが、やや不便な丘陵地でありその山麓の微高地が妥当のようである。

この地の伝承では、その昔大変立派な長者が住んでおり、そこには朝鮮渡来の学者である畑（秦）氏が仕えていたという。その畑（秦）氏の後裔は昭和中期まで続いていたが、今は絶家となっている。

④ 押屋。稲城の地に隣接して「おしや」の地名があり、この地の家の屋号にもなっている。

「おさのや→おさや→おしや」の音韻変化が考えられ、「郷長の家」があったのではないかとも思われる。

⑤ 慶雲。平成4年発掘の正倉跡（後谷V遺跡）と思われる地の隣接地にこの名がある。ここにはその昔慶雲庵という観音堂があったので、その名があるとはいえ、なぜ704年～707年に使われた年号を用いたのであろうか。あるいは郡家附属の寺院であったことも考えられ、郡家とのかかわりを思量したくなる。

⑥ 倉橋・古倉。前述した正倉跡と思われる地に隣接した集落「澤田」にこの屋号をもつ家がある。両家のいずれも年代的には古くはないが、正倉との関連がある地名を屋号にしたと考えられる。

この地は、古代における出雲国出雲郡出雲郷で出雲の原郷といえそうである。それだけにこのような伝承があるのは故なしとしないが、郡衙比定の一助にしたい。

四、むすび

別報のとおり、斐川町出西「後谷」において奈良～平安時代の正倉跡が発掘された。これによって予て出雲郡家を「後谷・稲城」の地に比定していたことの蓋然性をいっそう高めることになった。

しかしながら、ここで別な側面から思量しなければならないことがある。それは『出雲国風土記』には各郡家の推定所在地に正倉の記載がなく、一部の郷に記されていることである。このことについては諸説があり即断しがたいが、郡倉が各郡それぞれに存在していたことを既成事実として認めたくらうで特筆することなく、それ以外の郷倉を記したと解したい。

郡倉については、延暦14年(795)太政官符(類聚三代格)に「諸国建郡倉

元置一処」とあって一郡に一所に置くこととしていることや、天平10年(738)正倉院文書の和泉監正税帳によれば、郡倉は郡家の所在地に群立していたらしいことから、郡家に付属する形で郡倉があったと解することができる。

このことと関連して、令義解の倉庫令(833年)には「凡倉、皆於高燥処置之。側開池渠。去倉五十丈内、不得置館舎。」とある。

ここで、この文中の「館舎」を官衙・郡衙と解することができるならば、この度検出された正倉群と一定の距離(150m以上)をおいた「後谷・稲城」の地に出雲郡の郡家が想定される。

以上、過信、独断のそしりは免れないが、実地踏査による見聞、文献資料等から考察可能と思われる側面から推論して、出雲郡郡家の所在地を「後谷・稲城」と比定したい。諸賢のご批評を拝すれば幸甚である。

「註」

- 1、池田敏雄著「斐川の地名散歩」昭和62年。
- 2、斐川町教育委員会「遺跡分布調査報告書・斐川町文化財調査報告10」平成4年。
- 3、長瀬定市編「斐伊川史・第二篇第二章災災編」昭和25年。
- 4、島根県「簸川南地区広域営農団地農道整備事業斐伊川橋梁実施設計業務」平成2年。
- 5、斐川町「斐川町史・第二編第一章原始古代社会の進展」昭和47年。
- 6、永田鉄雄氏(神立橋架橋現場技師)提供「斐伊川地層略図」昭和13年。
- 7、島根県神社庁「神国島根・平出支部編」昭和56年。
- 8、田中卓著「出雲風土記の研究」加藤義成著「出雲国風土記参究」内田律雄編「山陰史談16」等。
- 9、加藤義成著「出雲国風土記参究・意宇郡」昭和62年。

斐川町文化財調査報告11

出雲国出雲郡家正倉跡
ウシノキ
(後谷V遺跡発掘調査概報)

発行 1993年3月
編集 高根県斐川町教育委員会
〒699-05
島根県簸川郡斐川町大字荏原町2172
Tel 0853 (72) 0211
印刷 島根印刷株式会社
写真協力 アジキスタジオ